



平成 23 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社アイビーダイワ
代表者名 取締役社長 齋藤 芳春
(J A S D A Q ・ コード 3587)
問合せ先 執行役員 井上 政隆
TEL . 0 3 - 5 3 1 2 - 6 5 1 0 (代)

訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 13 日付で訴訟の提起を受け、平成 23 年 5 月 19 日に当社が訴状を受け取りましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 訴訟の原因および提訴に至った経緯

当社は、平成 21 年 12 月に実行された第三者割当増資および第 5 回新株予約権の行使を円滑に進めるため、株式会社クイーンズゲイトコンサルタンツとアドバイザー業務委託契約を締結いたしました。

当社は、業務委託契約どおり、当社の資金調達が行われるたびに、業務委託手数料を支払っておりましたが、平成 22 年 6 月 30 日にて、契約期間が終了したため、その後の資金調達に対する業務委託手数料の支払は当然ないと考え、支払をしておりませんでした。昨日、訴状を受け取るという形で事実を確認いたしました。当社としては、当然争っていく方針です。

2 訴訟を提起した者

(1) 名 称 株式会社クイーンズゲイトコンサルタンツ
代表者代表取締役 加藤 博也

(2) 所 在 地 東京都江東区木場 5 丁目 1 番 8 号パップス木場ビル 2 階

3 訴訟の内容および損害賠償請求金額

(1) 訴訟の内容

当該原告は、当社に対して、平成 21 年 11 月 30 日付アドバイザー業務委託契約に基づき、第 5 回新株予約権の行使における約定報酬の未払い分について本件訴訟を提起しております。

(2) 損害賠償請求金額

金 18,041,100 円およびこれに対する平成 23 年 4 月 2 日から支払済みまで年 6 分の割合による金員

訴訟目的額 / 純資産 < 15%

平成 22 年 3 月期 18,041,100 円 / 495,889,000 円 3.63%

平成 23 年 3 月期 18,041,100 円 / 700,447,000 円 2.57%

4 今後の見通し

当社では、当該原告との契約はすでに終了しているため、訴えに正当性はないと考えており、争っていく方針です。

今後の経過および裁判の進捗につきましては、適時お知らせしてまいります。

以 上